

平成26年3月25日
東京電力福島第一原子力発電所事故対策
みやぎ県民会議 ご説明資料

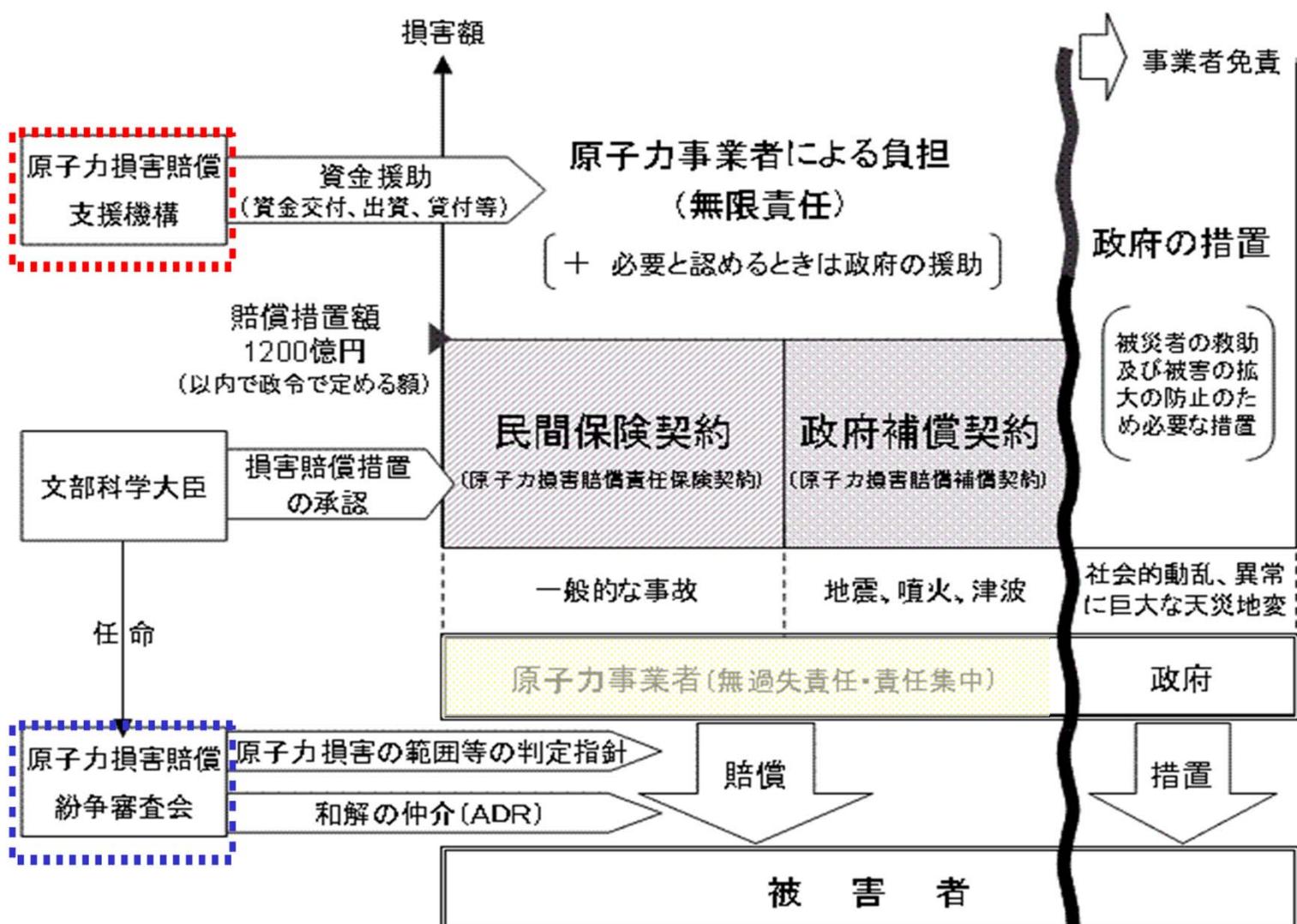
東京電力福島第一原子力発電所 事故に起因する損害賠償について

東京電力株式会社

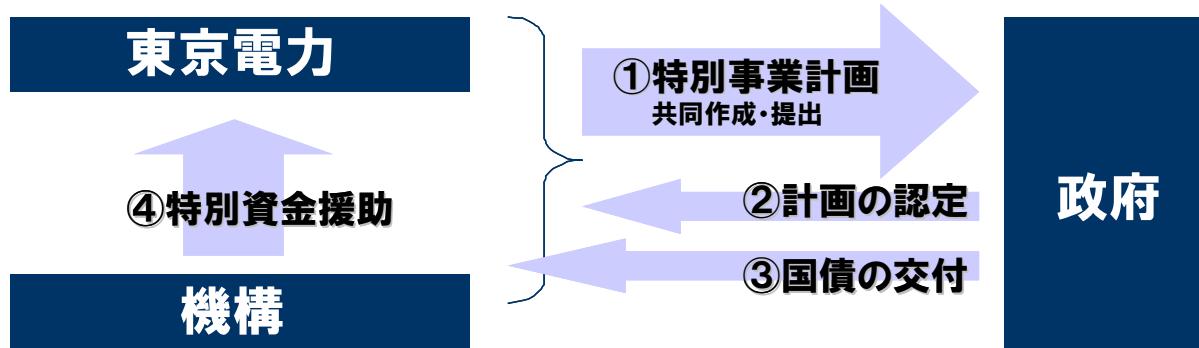
I. 原子力損害賠償制度の概要

■原子力損害賠償法（原賠法）の賠償制度

- 原子炉の運転等に伴って生じる可能性のある損害の賠償において、下記3点を柱とし、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発達に資することを目的。
 - 原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課し、責任を原子力事業者に集中
 - 賠償責任の履行を迅速・確実にするため、原子力損害賠償責任保険への加入等の賠償措置を義務づけ（賠償措置額は1,200億円）
 - 政府は、賠償措置額を超える損害が生じ、この法律の目的を達成するため必要がある場合には、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なう



II. 特別資金援助の概要



事業計画は、計画策定の遅れが、被災者への賠償の遅れになるのを防ぐため緊急特別事業計画と、最終的な総合特別事業計画の2段階で策定された。

緊急特別事業計画
H23/10/28制定
H24/2/3 改定

総合特別事業計画
H24/4/27制定
H25/1/15改定

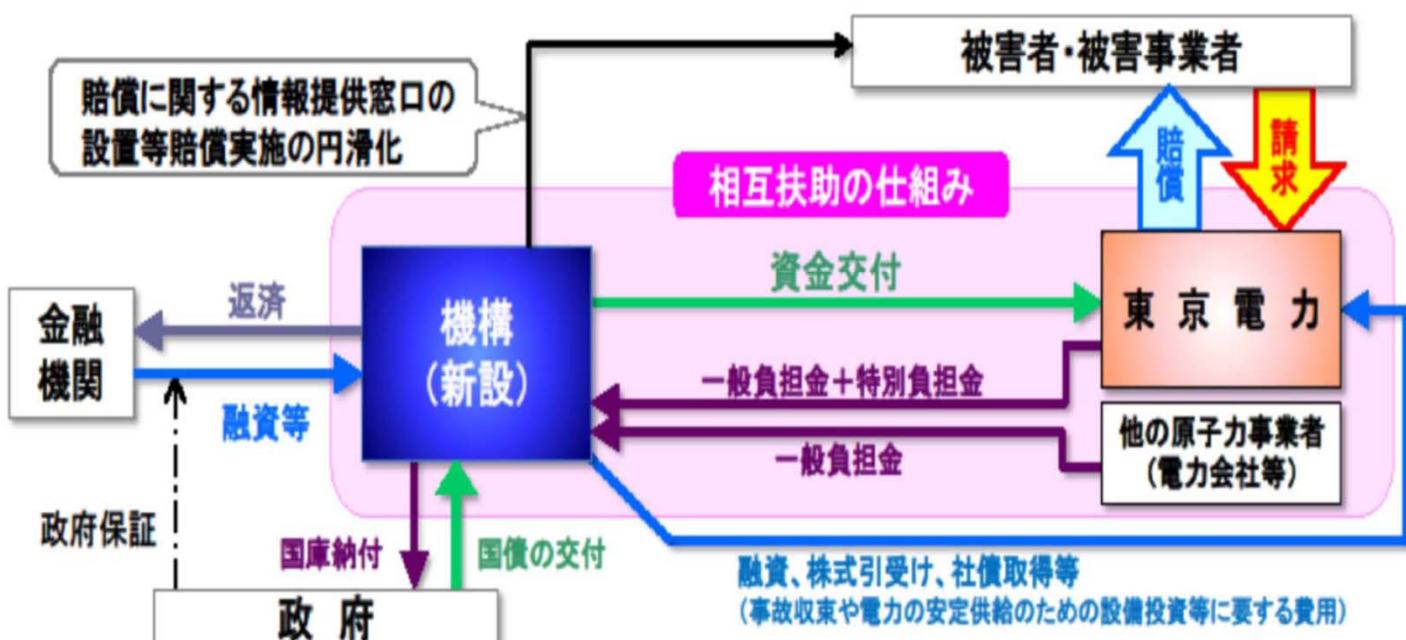
新・総合特別事業計画
H26/1/15制定

- 迅速な賠償の実現と改革の着手の段階で、下記の課題を取り纏めている
- ・請求手続きの抜本的な改善や、きめ細やかな相談対応、賠償金の支払いを確実なものとし、被害に遭われた方々の安心を確保する
 - ・不断の自己改革を進める体制を構築し、東電の経営・財務の透明性を高め、経営の合理化の徹底に向けた具体的な道筋を明らかにする

改革の本格化段階で、緊急特別事業計画を改定

- ・今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足りる財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、東電の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行う

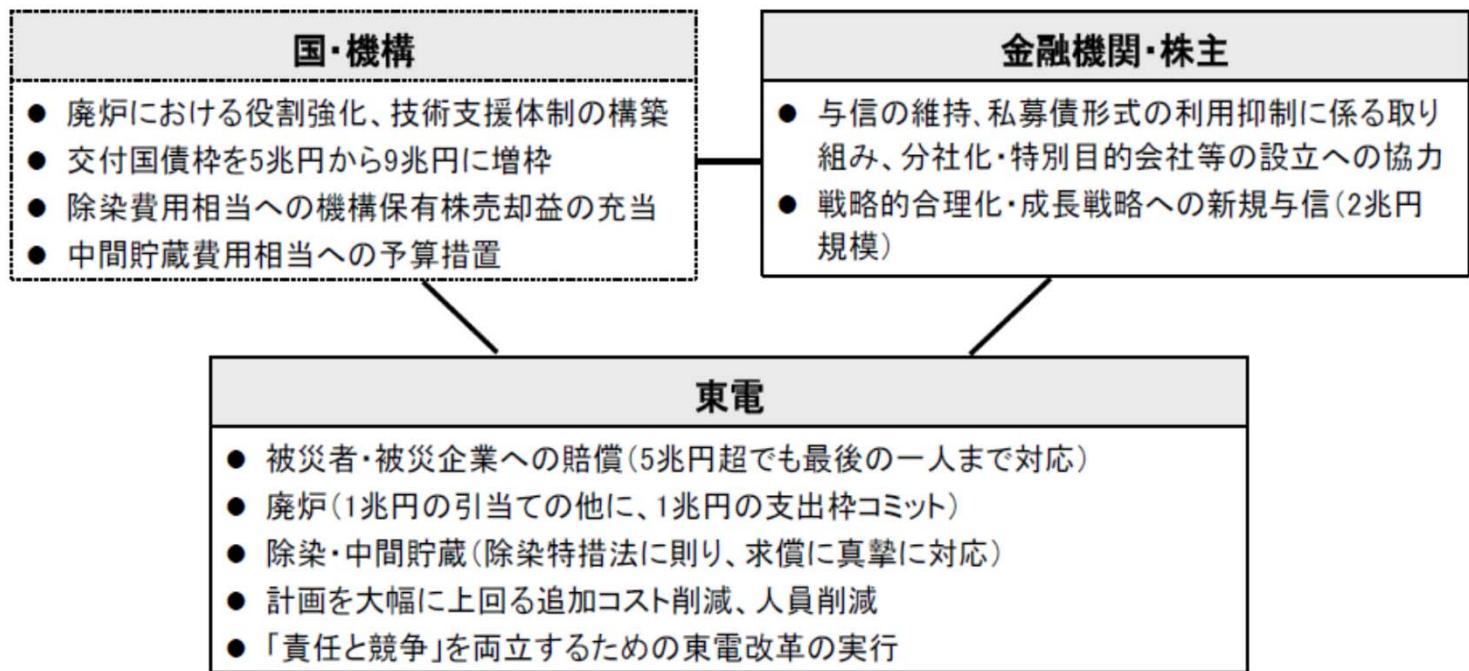
原子力損害賠償支援機構による賠償支援



参照 経済産業省HP

III. 新・総合特別事業計画の概要

- 新・総特は、国の方針を踏まえた、復興加速化のための一括とりまとめを中核とする、「東電新生プラン」



- 賠償について「3つの誓い」を新たに掲げ、全社を挙げて取り組み

3つの誓い

| | |
|---------------------|--|
| i) 最後の一人まで賠償貫徹 | <ul style="list-style-type: none">● 最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹 |
| ii) 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底 | <ul style="list-style-type: none">● 賠償金の早期お支払いをさらに加速(財物賠償の現地評価等)● 被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて積極的に情報をお知らせ● 戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝い |
| iii) 和解仲介案の尊重 | <ul style="list-style-type: none">● 原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きを迅速化 |

IV. 原子力損害賠償の進捗状況（全体像）

＜原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績＞

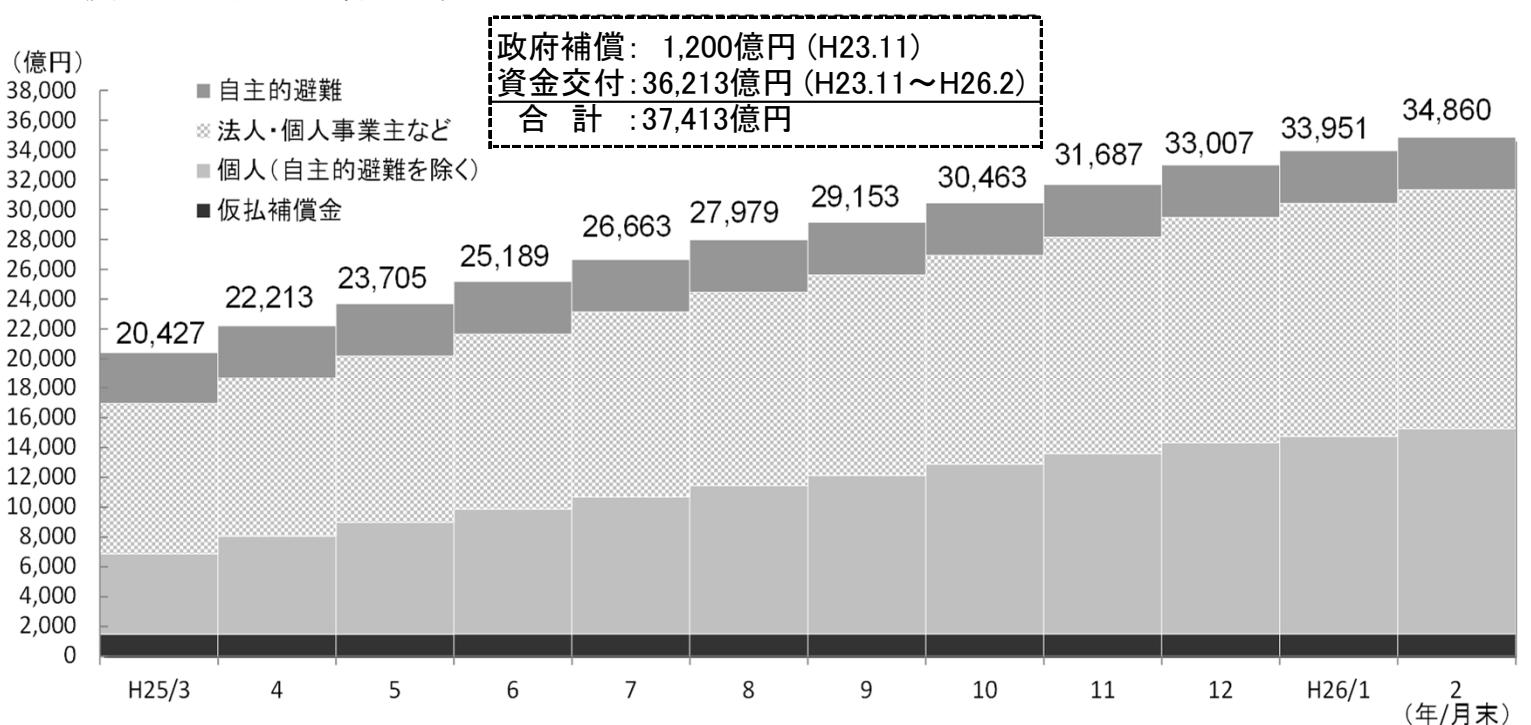
平成26年3月7日現在

| | 個人 | 個人(自主的避難等に係る損害) | 法人・個人事業主など |
|------------------------|------------|-----------------|----------------|
| ご請求について | | | |
| ご請求書受付件数(延べ件数) | 約561,000件 | 約1,299,000件 | 約240,000件 |
| 合意状況について ※1 | | | |
| 合意いただけた件数(延べ件数) | 約511,000件 | | 約212,000件 |
| 合意いただけた金額 | 約1兆5,076億円 | | 約1兆6,650億円 |
| 本賠償の状況について | | | |
| 本賠償の件数(延べ件数) | 約486,000件 | 約1,286,000件 | 約209,000件 |
| 本賠償の金額 ※2 | 約1兆4,139億円 | 約3,528億円 | 約1兆6,152億円 |
| これまでのお支払い金額について | | | |
| 本賠償の金額 ※2 | | | 約3兆3,819億円 ① |
| 仮払補償金 | | | 約1,502億円 ② |
| お支払い総額 | | | 約3兆5,321億円 ①+② |

※1 自主的避難等に係る損害については、合意書は発送しておりません。

※2 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

＜賠償金の累計支払額の推移＞

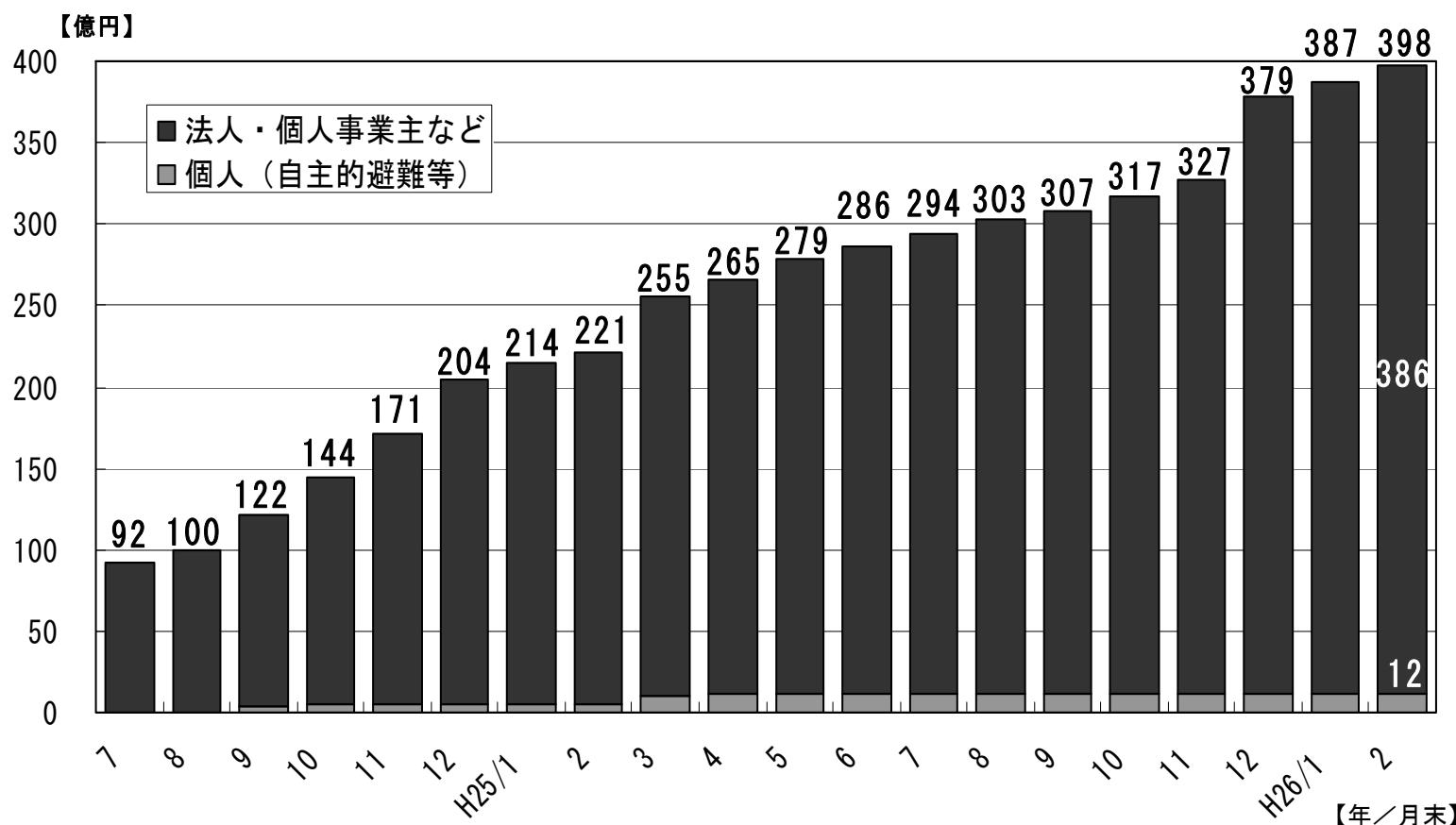


V. 原子力損害賠償の進捗状況（宮城県）

平成26年2月28日現在

| 〈宮城県内の原子力損害賠償〉 ご請求・お支払い状況 | | 個人（自主的避難等に係る損害） | 法人・個人事業主など | 合計 |
|------------------------------|----------|-----------------|------------|----------|
| ご請求状況 | ご請求の受付件数 | 約7,160件 | 約3,510件 | 約10,670件 |
| お支払い状況 | お支払い件数 | 約7,130件 | 約2,500件 | 約9,630件 |
| | お支払い金額 | 約12億円 | 約386億円 | 約398億円 |

※福島県からご避難されているご請求者さまは、含んでおりません。

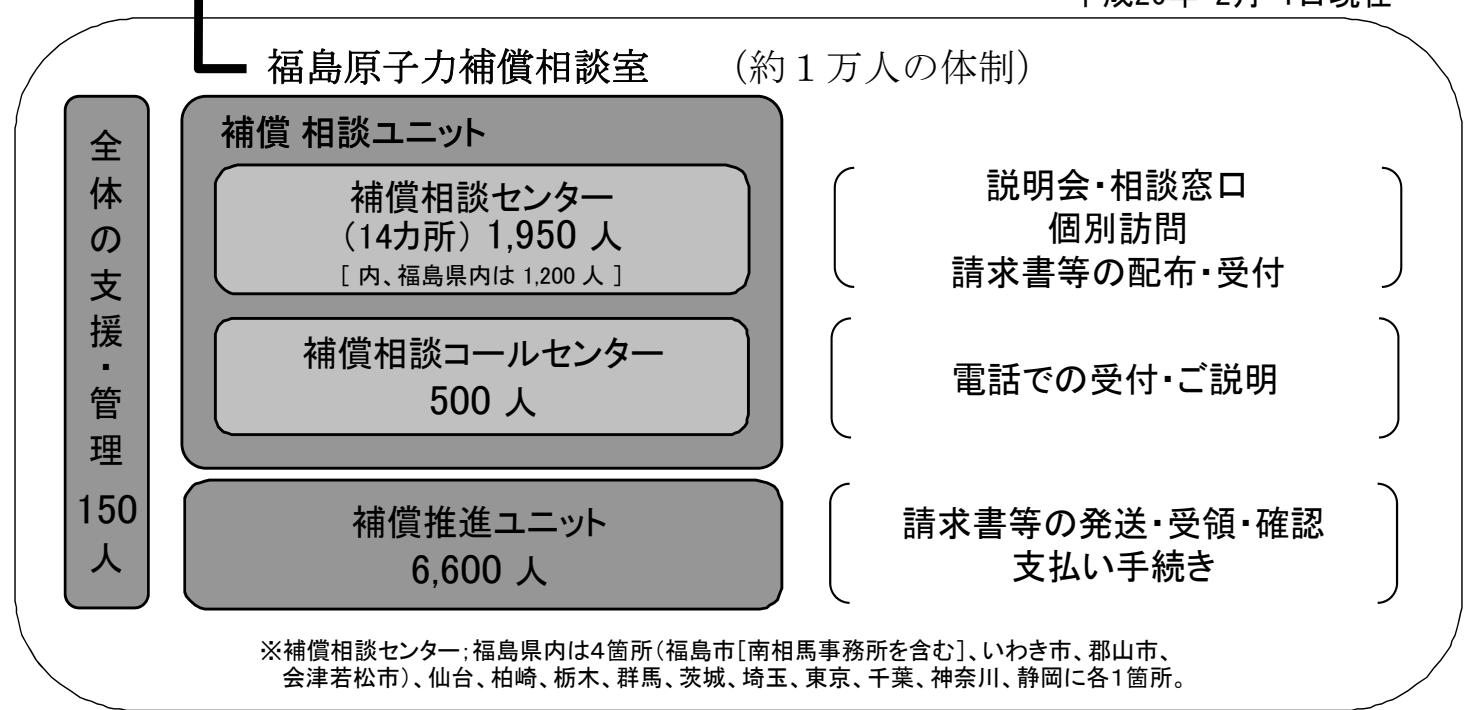


VI. 原子力損害賠償の体制

- 社員約3,000人を含め、現在も約1万人の体制で賠償を実施
- 賠償の進歩に応じて、必要な体制を弾力的に整備

福島復興本社

平成26年 2月 1日現在



東北補償相談センター概況

■ 東北補償相談センター (平成23年10月1日設置)

- ・現在約120名体制
- ・宮城県をはじめ、青森県、岩手県、秋田県、山形県を担当
- ・下記の相談窓口にてご請求者さまのご相談に対応

■ 相談窓口 (平成23年12月7日設置)

- ・場所
仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル1階
- ・ご相談受付時間
午前9時～午後5時 (日曜、祝日、年末・年始を除く)

VII. 宮城県の賠償概況

1. 農林産物に係る賠償

農林産物の出荷制限指示等の概要※

(平成26年2月25日現在)

〈出荷制限指示〉

農産物

| 品目 | 開始日 |
|---------------|-------------|
| そば | 平成24年11月16日 |
| 大豆 | 平成25年1月4日 |
| 米 (平成25年産) | 平成25年3月19日 |

畜産物

| 品目 | 開始日 |
|----|------------|
| 牛 | 平成23年7月28日 |

林産物

| 品目 | 開始日 |
|------------------|-------------|
| 原木しいたけ (露地栽培) | 平成24年1月16日 |
| くさそてつ (こごみ) | 平成24年4月27日 |
| たけのこ | 平成24年5月1日 |
| こしあぶら | 平成24年5月7日 |
| せんまい | 平成24年5月11日 |
| 野生きのこ | 平成24年10月18日 |

農産物

| 品目 | 開始日 |
|-----|------------|
| 牧草 | 平成23年5月18日 |
| 稻わら | 平成23年7月15日 |

林産物

| 品目 | 開始日 |
|--------------|-------------|
| 原木ムキタケ | 平成23年11月16日 |
| たらのめ (野生) | 平成24年5月8日 |
| 原木なめこ | 平成24年11月2日 |
| わらび (野生) | 平成25年5月22日 |

※詳細は別紙1のとおり

主な賠償内容

① JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会 (以下、JA協議会) さま おとりまとめ分

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続
- 給与自粛要請に係る賠償：稻わら、牧草
- 風評被害に係る賠償：肉牛、子牛、林産物（ホダ木、山菜類）

② 宮城県森林組合連合会さまへの賠償

森林組合さま自らの事業として以下の損害を賠償

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続
- 汚染ほど木等撤去集積事業に係る賠償：請求受付分より、賠償を継続

③ 直売所さまへの賠償（JAさま直営ならびに各地域の直売所さま）

- 直売所さま：出荷制限指示および風評被害に係る損害（手数料収入等の減収分）を賠償
- 直売所を通じた個人生産者さま：出荷制限指示および風評被害に係る損害を賠償

④ 個人生産者さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る農林産物の賠償：山菜類、原木しいたけ
- 給与自粛要請に係る賠償：稻わら
- 風評被害に係る賠償：稻わら、山菜類

2. 水産物に係る賠償

水産物の出荷制限指示等の概要※

(平成26年2月25日現在)

(1) 海面の出荷制限指示等

〈出荷制限指示〉

| 魚種 | 開始日 | 解除日 |
|-------|------------|------------|
| スズキ | 平成24年4月12日 | — |
| マダラ | 平成24年5月2日 | 平成25年1月17日 |
| ヒガシフグ | 平成24年5月8日 | 平成26年2月18日 |
| ヒラメ | 平成24年5月30日 | 平成25年4月1日 |
| | 平成25年6月4日 | 平成25年8月30日 |
| クロダイ | 平成24年6月28日 | — |

〈水揚げ自粛要請〉

| 魚種 | 開始日 | 解除日 |
|-------|------------|------------|
| アイナメ | 平成24年5月18日 | 平成25年5月15日 |
| イシガレイ | 平成25年1月22日 | 平成25年5月18日 |

(2) 内水面の出荷制限指示等

〈出荷制限指示〉

| 魚種 | 開始日 |
|-----|------------|
| ヤマメ | 平成24年4月20日 |
| ウグイ | 平成24年4月20日 |
| イワナ | 平成24年5月14日 |
| アユ | 平成25年6月27日 |

〈採補自粛要請〉

| 魚種 | 開始日 |
|-----|------------|
| イワナ | 平成24年5月10日 |
| ウナギ | 平成24年7月25日 |

※詳細は別紙2のとおり

主な賠償内容

① 漁業協同組合さま おとりまとめ分

漁業者さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る対象魚種の賠償：出荷制限指示発出以降、賠償を継続中
- 風評被害に係る賠償：平成24、25年の養殖銀ザケ、イサダ漁、平成24年のメロウド漁
ワカメ、カキ等の養殖については、個別品目ごとに賠償予定

漁業協同組合さまへの賠償

- 手数料収入の減収：出荷制限指示等に係る対象魚種の手数料収入の減収分

② 宮城県沿岸部の遊漁船漁業者さまへの賠償

- 風評被害に係る賠償：風評被害による解約・予約控え等による減収分

③ 内水面漁業協同組合さまへの賠償

- 出荷制限指示等に係る風評被害を賠償：規制開始以降、各漁業協同組合さまに
遊漁券収入の減収分を賠償

④ 水産物加工・流通業者さまへの賠償

- 風評被害に係る賠償：水産加工品等の風評被害による減収分

3. 観光業に係る賠償

賠償対象：宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県に事業所が存在し、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている法人または個人事業主の方のうち、本件事故により東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に係る減収があった方

賠償内容：本件事故による東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に係る減収分を賠償（東北5県への来訪割合は50%）



対象期間と本件事故以外の要因による売上減少率

| 対象となる期間 | 本件事故以外の要因による売上減少率 | |
|--------------------|-------------------|-----|
| | ① | ② |
| 平成23年3月11日～同年5月31日 | 20% | 10% |
| 同年6月1日～同年8月31日 | 0% | |
| 同年9月1日～平成24年2月29日 | | 0% |

（ご請求者さまの実態にあわせ、①、②のいずれかをご選択）

4. 自主的避難等に係る賠償

○精神的損害に対する賠償

賠償対象：本件事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方のうち、18歳以下の方および妊娠されていた方

○追加的費用に対する賠償

賠償対象：本件事故発生時に丸森町内に生活の本拠としての住居があった方

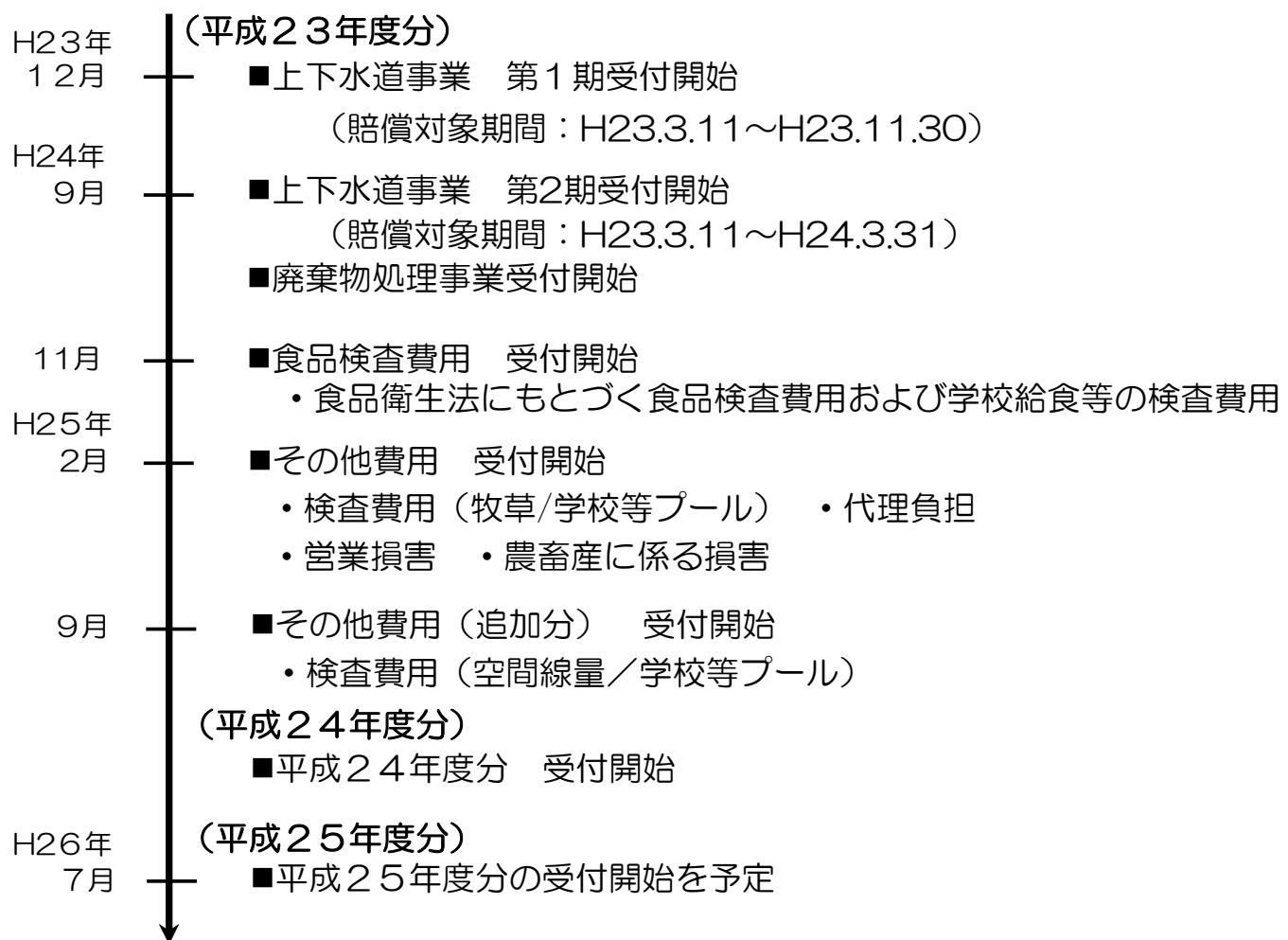
平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に上記対象となる方からご出生された方も対象となります

5. 地方公共団体さまへの賠償

地方公共団体さまへの賠償

- 地方公共団体さまがご負担されている追加的費用（検査費用・その他の追加的費用）、ご被害者さま支援等のために代わってご負担された弊社が負担すべき費用、営業損害について、中間指針の基本的な考え方をもとにしつつ、地方公共団体さまのご事情をお伺いしながら、賠償金のお支払いを順次実施。

賠償金のお支払いに関する経緯



宮城県内の状況

- 上下水道事業、廃棄物処理事業に関しては、宮城県さま・市町村さまおよび一部事務組合さまからの賠償請求を受付し、順次お支払いを実施
- 平成23年12月27日に宮城県さまから任意請求書を受領。現在、関係部局さまおよび市町村さまからの賠償請求を受付し、順次お支払いを実施
- 平成26年3月12日に宮城県さまから任意請求書を受領。現在、関係部局さまおよび市町村さまに証憑類確認中

VIII. 中間指針第三次追補の対応について

1. 指針の概要について

- 平成23年8月5日に公表された「中間指針」では「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（第5）」及び「風評被害についての損害の範囲（第7の2）」に関する考え方が提示された。
- 平成25年1月30日に公表された「中間指針第三次追補」では、農林漁業・食品産業の風評被害について、中間指針の記述に一定の類型の損害が新たに追加された。

＜弊社発表概要＞

- 平成25年3月25日に「農林漁業および加工・流通業における風評被害の賠償対象となる方の見直しについて（プレスリリース）」を公表し、農林漁業および加工・流通業の風評被害による減収等の損害について、賠償対象となる方を見直した旨をお知らせ。

新たにお支払いの対象となった方

(1) 次に掲げる產品を産出されている農林漁業者さま

＜宮城県の場合＞

- ①農産物（茶および畜産物を除き、食用に限ります）
- ②林産物（食用に限ります）
- ③茶
- ④牛乳・乳製品
- ⑤水産物（食用及び餌料用に限ります）
- ⑥家畜飼料、薪・木炭
- ⑦家畜排せつ物を原料とする堆肥

(2) 主たる原材料が上記（1）の農林水産物等を取扱う農林水産物の加工業者さまおよび食品製造業者さま

(3) 上記（1）および（2）に掲げる產品等を継続的に取り扱っていた流通業者さま

お支払いの対象となる損害

風評により被られた以下の損害が対象。なお、中間指針策定以前に生じた損害につきましては、個別にご事情を確認させていただく。

- ①風評被害により支障が生じた事業に係る逸失利益
- ②取引先の要求等により放射線検査の実施を余儀なくされた検査費用
- ③検査費用（物）以外の追加的費用

2. 第三次追補公表後の対応

宮城県関係部局さまのご支援により、第三次追補に関する説明会・相談会の場を設けていただき、新たに賠償対象となられる方々に向けたご説明やご相談対応を実施させていただいております。
今後も、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

賠償説明会実施状況

- ◆平成25年4月から現在まで、宮城県さまの主催により、農林水産物生産者さま、風評被害対象產品の加工・食品製造・流通業者さまおよび自治体関係者さま等に対して以下のとおり説明会・個別相談会を実施。
- ◆また、説明会後、ご要望に応じて賠償請求に関するご不明点や請求書類の記入方法等について、個別訪問によるご説明を実施。
- ◆今後も、ご要望等に応じ、説明会、個別相談会を開催するとともに、個別の対応を実施予定。

第三次追補公表に伴う宮城県内での説明会・個別相談会実施状況

平成26年2月末現在

| 主催 | 対象者 | 回数 | 説明会 参加人数 | 個別相談 件数 |
|------------------|-------------------------------|------------------------|-------------|------------|
| 環境生活部 | 原子力安全対策課 | 農林水産物の加工・食品製造・流通業者さまなど | 12回 | 約170名 |
| 農林水産部 | 農産園芸環境課 | 農業者さま、農林産物の直売所関係者さまなど | 3回 | 約100名 |
| | 水産業振興課 | 水産物の加工・食品製造・流通業者さまなど | 8回 | 約230名 |
| | 水産業基盤整備課 | 内水面養殖事業者さまなど | 2回 | 約10名 |
| | 林業振興課 | 林産物の生産者さま、直売所関係者さまなど | 5回 | 約80名 |
| 各種団体さま からのご要請 | 漁業者さま、農林産物の生産者さま、 食品製造業者さま | 6回 | 約80名 | 26名 |
| 計 | | 36回 | 約660名 | 約190名 |

- ◆上記と併せ、農林産物につきましては、JA協議会さまをはじめ各種団体さまと、また、水産物につきましては、各漁業協同組合さまとも、風評被害に関する協議を進めております。

今後とも、宮城県さま、市町村さま、各種団体さま等
のご指導・ご支援をいただきながら、説明会・個別相談
会、個別訪問などを丁寧に進めてまいり、適切に取り組
んでまいりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

【農林産物】

出荷制限指示及び出荷自粛要請の状況（平成26年2月25日現在）

(宮城県ホームページより引用)

農林産物の出荷制限指示等

| 項目 | 品名 | 出荷制限指示(国) | 出荷自粛要請(県) | 対象市町村等 |
|----------|------------------|-------------|-------------|--|
| 畜産物 | 牛 | 平成23年7月28日 | － | 県内全域 ※平成23年8月19日に出荷制限の一部解除が認められました。これを受けて、現在、全頭検査を実施した上で出荷しています。 |
| 農産物 | そば | 平成24年11月16日 | － | 栗原市(旧金成村の区域に限る。) ※平成25年1月11日に出荷制限の一部解除が認められ、「県が定める管理計画に基づき管理されるそばを除く。」こととされました。 |
| | 大豆 | 平成25年1月4日 | － | 栗原市(旧金田村の区域に限る。) ※平成25年3月15日に出荷制限の一部解除が認められ、「県が定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。」こととされました。 |
| | 平成25年米 | 平成25年3月19日 | － | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。) ※県の定める管理計画に基づき管理された米を除く。 |
| 林産物 | 原木ムキタケ | － | 平成23年11月16日 | 栗原市 |
| | 原木シイタケ (露地栽培) | 平成24年1月16日 | － | 白石市、角田市 |
| | | 平成24年3月8日 | － | 丸森町 |
| | | 平成24年3月15日 | － | 蔵王町 |
| | | 平成24年4月5日 | － | 村田町 |
| | | 平成24年4月11日 | － | 気仙沼市、南三陸町 |
| | | 平成24年4月12日 | － | 栗原市 |
| | | 平成24年4月19日 | － | 石巻市 |
| | | 平成24年4月20日 | － | 大崎市 |
| | | 平成24年4月25日 | － | 登米市、東松島市 |
| | | 平成24年4月27日 | － | 仙台市、名取市、加美町 |
| | | 平成24年5月7日 | － | 川崎町、大和町、富谷町 |
| | 原木シイタケ (施設栽培) | 平成24年5月9日 | － | 色麻町 |
| | | 平成24年5月10日 | － | 七ヶ宿町 |
| | | 平成24年5月18日 | － | 大衡村 |
| | | － | 平成25年12月18日 | 大衡村 |
| | | 平成24年4月27日 | － | 栗原市、大崎市 |
| | | 平成24年5月2日 | － | 加美町 |
| | | 平成24年5月9日 | － | 気仙沼市 |
| | | 平成24年5月1日 | － | 白石市、丸森町 |
| | | 平成24年6月29日 | － | 栗原市 |
| | | 平成24年5月7日 | － | 登米市、栗原市 |
| こしあぶら | たけのこ | 平成24年5月9日 | － | 大崎市、南三陸町 |
| | | 平成24年5月11日 | － | 気仙沼市、七ヶ宿町 |
| | | 平成25年5月7日 | － | 大和町 |
| | | － | 平成24年5月8日 | 大崎市 |
| たらのめ(野生) | － | 平成25年5月1日 | － | 気仙沼市 |
| | | 平成24年5月11日 | － | 気仙沼市、丸森町 |
| ぜんまい | － | 平成24年5月17日 | － | 大崎市 |
| | | 平成24年10月18日 | － | 栗原市、大崎市 |
| 野生鳥獣 | 原木なめこ | － | 平成24年11月2日 | 気仙沼市 |
| | わらび(野生) | － | 平成25年5月22日 | 大崎市 |
| | ツキノワグマ | 平成24年6月25日 | － | 宮城県全域 |
| イノシシ | イノシシ | 平成24年6月25日 | － | 宮城県全域 |
| | ニホンジカ | － | 平成25年7月3日 | 気仙沼市 |

【水産物】

出荷制限指示及び自粛要請の状況（平成26年2月25日現在）

(宮城県ホームページより引用)

沿岸・沖合における出荷制限指示等

| 項目 | 品名 | 出荷制限指示(国) | 出荷自粛要請(県) | 対象市町村等 |
|-------------|------|-------------|-----------|----------|
| 水産物 (海面) | スズキ | 平成24年4月12日 | — | 金華山以南 |
| | | 平成24年10月25日 | — | 金華山以北 |
| | クロダイ | 平成24年6月28日 | — | 金華山以南の海域 |
| | | 平成24年11月6日 | — | 金華山以北の海域 |

内水面における出荷制限指示等

| 項目 | 品名 | 出荷制限指示(国) | 出荷自粛要請(県) | 対象市町村等 |
|--------------|---------|-------------|------------|--|
| 水産物 (内水面) | ヤマメ | 平成24年4月20日 | — | 県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) (養殖により生産されたものを除く。) |
| | ウゲイ | 平成24年4月20日 | — | 県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | | 平成24年5月18日 | — | 宮城県内の大川(支流を含む) |
| | | 平成24年5月28日 | — | 宮城県内の北上川(支流を含む) |
| | イワナ | — | 平成24年5月10日 | 名取川、宍戸川、本砂金川 (養殖により生産されたものを除く。) |
| | | 平成24年5月14日 | — | 仙台市青葉区大倉川の大倉ダムより上流 (支流を含む)及び 仙台市太白区名取川 の秋保大滝の上流(支流を含む) (養殖により生産されたものを除く。) |
| | | 平成24年5月24日 | — | 三迫川のうち栗駒ダムより上流(支流を含む)及び 松川(支流を含む。ただし、澄川 4号堰堤より上流の澄川及びその支流、 濁川及びその支流を除く。) (養殖により生産されたものを除く。) |
| | | 平成24年5月28日 | — | 江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む)及び 二迫川のうち荒砥沢ダムの上流 (支流を含む) (養殖により生産されたものを除く。) |
| | | 平成24年6月22日 | — | 栗原市花山一迫川のうち花山ダムより上 流(支流を含む)及び 柴田郡川崎町碁石川の釜房ダムより上流 (支流を含む)(養殖により生産されたものを除く。) |
| | | 平成24年12月6日 | — | 広瀬川(支流を含む)。 |
| | ウナギ(天然) | — | 平成24年7月25日 | 宮城県内の阿武隈川(丸森町内の支流を含む) |
| | アユ(天然) | 平成25年12月25日 | — | 県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白 幡堰堤の上流を除く。) (養殖により生産されたものを除く。) |